



# 鳥取県公報

平成18年 9月29日(金)  
号外第137号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則  
 (78) (障害福祉課) ..... 1

———公布された規則のあらまし———

鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の制定について

1 規則の制定理由

児童福祉法の一部改正に伴い、指定知的障害児施設等（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設をいう。以下同じ。）の指定等の申請に係る申請書の様式等を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、児童福祉法の規定に基づき、指定知的障害児施設等の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 指定知的障害児施設等の指定等の申請	指定知的障害児施設等の指定等の申請に係る申請書の様式を定める。
(3) 指定知的障害児施設等に係る変更等の届出	ア 指定知的障害児施設等の指定を受けた事項に係る変更又は事業の廃止、休止若しくは再開に係る届出書の様式を定める。 イ 指定知的障害児施設等の指定の辞退に係る届出書の様式を定める。
(4) 指定知的障害児施設等の指定等の公示	指定知的障害児施設等の指定等の公示は、次の事項を公表することにより行うものとする。 ア 指定知的障害児施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 指定等に係る指定知的障害児施設等の名称及び設置の場所 ウ 指定等の年月日 エ 指定等に係る障害児施設支援の種類
(5) 施行期日等	ア 施行期日は、平成18年10月1日とする。 イ (2)による手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

## 規 則

鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第78号

鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定等の申請)

第2条 法第24条の9第1項（法第24条の10第4項前段において準用する場合を含む。）の申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。

(変更等の届出)

第3条 法第24条の13の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を提出してしなければならない。

(1) 指定を受けた事項に係る変更の届出 変更届出書（様式第2号）

(2) 指定を受けた事業の廃止、休止又は再開に係る届出 廃止・休止・再開届出書（様式第3号）

2 法第24条の14の規定による指定の辞退は、様式第4号による届出書を提出してしなければならない。

(指定等の公示)

第4条 法第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。

(1) 法第24条の2第1項の規定による指定、法第24条の14の規定による指定の辞退又は法第24条の17の規定による指定の取消し（以下「指定等」という。）に係る指定知的障害児施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 指定等に係る指定知的障害児施設等の名称及び設置の場所

(3) 指定等の年月日

(4) 指定等に係る障害児施設支援の種類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号 (第2条関係)

受付番号※1

知的障害児施設等 指定 (更新) 申請書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地  
申 請 者 名 称  
(設 置 者) 代 表 者



児童福祉法に規定する知的障害児施設等の指定 (指定の更新) を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 ー ) 県 郡・市	
	法人の種別※2		法人所管庁 ※3	
	連絡先	電話番号	ファックス番号	
	代表者の職・氏名		職 名	フリガナ 氏 名
	代表者の住所		(郵便番号 ー ) 県 郡・市	
指定を受けようとする施設の種類の種類	フリガナ			
	名 称			
	設置の場所		(郵便番号 ー ) 県 郡・市	
	施設種別		指定申請する施設の支援開始年月日	
	同一施設内において行う事業等の種類 ※4		事業所番号	
	備考			

注

- 1 ※1の欄は、記載しないこと。
- 2 ※2の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載すること。
- 3 ※3の欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載すること。
- 4 ※4の欄は、本県において既に指定を受けている事業等の種類を記載し、その右側の欄にその事業所番号を記載すること。

添付書類

- 1 別紙 (他の法律において既に指定を受けている事業等がある場合に限る。)
- 2 指定を受けようとする知的障害児施設等の種類に応じて福祉保健部長 (鳥取県事務処理権限規則 (平成8年鳥取県規則第32号) 第6条第1項の規定により知事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例 (平成6年鳥取県条例第5号) 第1条の規定により設置された福祉保健部の長をいう。) が別に定める書類



様式第2号 (第3条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地  
届 出 者 名 称  
代表者 印

指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

指定内容を変更した施設	名 称	
	設 置 の 場 所	
	支 援 の 種 類	
変 更 し た 事 項		変 更 の 内 容
1	施設の名称	(変更前)
2	施設の設置の場所	
3	設置者の名称	
4	代表者の氏名及び住所	
5	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)	
6	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
7	施設の管理者の氏名及び住所	
8	運営規程	(変更後)
9	障害児施設給付費の請求に関する事項	
10	併設施設における利用定員数又は当該施設の入所者の定員	
11	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	
12	当該申請に係る支援の開始予定年月日	
13	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	
変 更 年 月 日		年 月 日

注

- 1 該当する番号に を付けること。
- 2 変更の日から10日以内に届け出ること。

添付書類 変更した事項を証する書類

様式第3号 (第3条関係)

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地  
届 出 者 名 称  
代表者 印

事業の廃止 (休止・再開) をしましたので、次のとおり届け出ます。

廃止 (休止・再開) する施設	名 称	
	設置の場所	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
廃止・休止した理由		
現に指定施設支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)		
休 止 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	

注 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出ること。

添付書類 勤務体制・形態一覧表 (支援の再開に係る届出において、当該支援に係る従業員の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合に限る。)

様式第4号 (第3条関係)

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地  
届 出 者 名 称  
代表者 印

児童福祉法に規定する知的障害児施設等の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

指 定 を 辞 退 す る 施 設	名 称	
	設置の場所	
指 定 を 辞 退 す る	年 月 日	年 月 日
指 定 を 辞 退 す る 理 由		
現に施設に入所している者に対する措置		

注 指定を辞退する日の3月前までに届け出ること。

